

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和元年12月5日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年12月5日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 羽山 茂男 副委員長 建石 良明
委員 中村 直幸 辻本 馨
西田いく子 山田 強
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 財政課長 吉田 雅樹
副町長 松村 勝之 会計管理者兼会計課長 奥野 展久
総務部長 今川 新八 税務課長 林 達也
まちづくり推進部長 浅野 達雄 住民人権課長 米田 正径
健康福祉部長 横田 勝 観光産業課長 西本 武史
教育次長 田中 清 地域整備課長 小角 孝彦
秘書課長 堀内 孝茂 生活環境課長 浅井 尚和
総務政策課長 奥埜 哲生
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 阪口 寛 寺町 幸雄
田中 祐二
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第38号 太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について
- (2) 議案第43号 太子町下水道条例中改正の件
- (3) 議案第39号 太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- (4) 議案第41号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件
- (5) 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件
- (6) 議案第46号 平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

午前 9時30分 開会

○羽山委員長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件議決案と致しまして、議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について、そして条例案と致しまして、議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件、他3件、予算案と致しまして、議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の、以上合わせまして6件でございます。

何卒よろしくご審議頂き、ご議決賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ですが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○羽山委員長 本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件議決案件が1件、条例案件が4件、補正予算案件が1件の計6件でございます。よろしくご審議の程お願い致します。

まず、事件議決案件の議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について及び条例案件の議案第43号、太子町下水道条例中改正の件は、関連する議案の為、一括審議と致します。

本件について、説明を求めます。

○浅井生活環境課長 おはようございます。

議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について及び議案第43号、太子町下水道条例中改正の件につきまして、続けてご説明申し上げます。

初めに、太子町が富田林市へ排水設備工事の指定業者に関する事務を委託するに至り

ました経過からご説明申し上げます。

平成27年5月に下水道法が改正されまして、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場としての協議会制度が創設されます。28年8月に南河内4市町村は、この改正下水道法に基づく全国初の協議会である南河内4市町村下水道事務広域化協議会を発足させ、広域化や共同化が可能な事務につきまして検討を行い、平成30年3月には、南河内4市町村下水道事務の相互連携に係る基本協定を締結し、広域化事務がスタート致しました。

4市町村とも、以前は下水道に関連する広域連携に係る動きはなかったものの、人口減少による下水道使用料の減少や、施設の老朽化による維持管理費や改築更新費の増大、又、技術職員数の減少による技術の継承といった課題を抱えておりました。

このような中、4市町村が相互に合意した事務から順次、共同化、広域化を調査研究していくこととなり、これまでBCP、所謂業務継続計画、これの具体的対応に関する共同研究やストックマネジメント計画、又、公営企業会計の勉強会などを進めると共に、4市町村が行っている排水設備指定業者に関する事務について、鋭意協議を重ねて参りました。

その結果、4市町村の排水設備工事指定業者に関する事務を一元化することにより、事務の簡素化や効率化につながるのではということになり、地方自治法の規定により、太子町、河南町、千早赤阪村3町村の排水設備工事指定業者に関する事務を、富田林市へ委託するに当たり、規約を定める協議を行う為、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第38号をお願い致します。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきまして、本町の排水設備工事指定業者に関する事務を富田林市へ委託することにつきまして協議を行う為、同条第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

富田林市とは、次頁の太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議案にて協議したいと考えております。

次頁をお願い致します。

第1条、委託事務の範囲は、排水設備工事指定業者に関する事務でございます。

第2条、委託事務の管理及び執行は、富田林市の条例その他の規程の定めるところに

よることとしております。

第3条、委託事務の管理及び執行に要する経費は、富田林市の負担とし、歳入歳出予算に計上することとしております。

第4条、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て富田林市の収入とするものでございます。

第5条、決算の場合の措置に関する規程でございます。

第6条、排水設備工事指定業者に関する状況報告に関する規程でございます。

第7条、条例等改正の場合の措置に関する規程でございます。

第8条、この規約以外の委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、太子町、富田林市の長が協議して定めることとしております。

次頁をお願いします。

この規約は令和2年4月1日から施行することとしております。その他、委託事務の効果の公表、経過措置について規定しております。

恐れ入りますが、飛びまして、議案第43号をお願いします。太子町下水道条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

本改正は、議案第38号に基づき、本町の排水設備工事指定業者に関する事務を富田林市へ委託するに当たり、関連致します所要部分の改正を行うものでございます。

3頁目の太子町下水道条例、新旧対照表をお願いします。

第7条第1項におきまして、規則で定めるところにより町長を、地方自治法第252条の14第1項の規定により、町長から事務の委任を受けた者に、その下ですが、括弧内の公認業者を、指定業者に改正し、第2項におきまして、公認業者を、指定業者に改正し、第8条におきまして、表題と本文の、公認業者を、指定業者に改正するものでございます。

1枚戻って頂きまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第38号、太子町・富田林市排水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について及び議案第43号、太子町下水道条例中改正の件の説明を終わります。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員　これが変わることで、太子町の町内の業者さんが不利益になるようなことはないんですか。手数料なんていうこともありましたけれども、負担が増えるとか仕事が減るとかそういう心配はないんですか。

○浅井生活環境課長　今、町で排水設備の指定を行っている業者さん、持っていらっしゃる業者さんは全部で58者いらっしゃいます。その中で町内業者さんが7者おられるといた状況です。来年の4月から業務が一元化されることによりまして、今までは太子町の方で業者さんの登録ということに関しては手数料は不要だったのでございますが、富田林市に一元化されることによりまして、その登録手数料、指定手数料が1万円かかることとなります。ただ1万円かかるんですが、逆にメリットと致しましても、業者さんの方は、例えばいろんな業者さんがおられて、太子町以外にも例えば河南町、富田林市、千早赤阪村、それぞれ指定をとっておられる業者さんなんかについては、お金を払ったりはあるんですが、やっぱり事務の書類を取りそろえたり、手続、そういったところで経費削減とか効率化が図れるといったことで、逆にそういう業者さんも複数の自治体で指定をとっていたやつが1市になるというところで効率化が図られる、こういったところでメリットにもつながると違うかなと。

それと、あとは富田林市で登録することによりまして、富田林市の仕事も太子町、千早赤阪村の仕事も、それぞれ富田林市に出すだけでそれぞれの地域でいつでも仕事ができる、そういったメリットもございます。

○西田委員　仕事が増えるのであればいいんですが、逆に攻め込まれたら大変かなと思うんですけども、そういう意味では町内の業者さんにこういうふうに変わりますという説明はされているんですか。

○浅井生活環境課長　今はまだ現在はしておりません。来年の4月1日から富田林市で指定業者の指定事務を一元化されるというところで、来年の1月から2月頃に、これはうちだけではなしに4市町村からそれぞれ指定業者さん宛てに郵送で通知を送らせて頂きますと共に、又、ホームページや広報誌でも周知をさせて頂くということは考えております。

○西田委員　業者さんがどうおっしゃるかわからないんですが、もしかしたらメリットよりデメリットの方が大きいかもしれなくても、もうこれで決まったら推し進めるという

ことですよね。

○浅井生活環境課長 業者さんにとってメリットになるかどうかということなんですが、それは工事の進め方とか、色々会社の方針もあろうかと思うんですが、やはり私たちは、住民さんにとって、逆に業者さんの選択肢が増えると、沢山の業者さんから見積りをとったり、そういったことがあって有利になるの違うかなというところと、それとあとは私どもの事務の軽減にもつながるといったことから、これを一元化については進めていきたいというふうに考えております。

○西田委員 町内の業者さんをやっぱり太子町としても応援せなあかんと思いますので、不利益にならないようにして頂きたいし、十分説明もして頂きたいと思います。住民さんの選択肢が増えるということなんですけれども、それだけ住民さんの手間が増えるというようなことはないんですか。そういった業者ってまた何か一覧か何かでわかるようにして頂けるんですか。

○浅井生活環境課長 住民さんの手間が増えるというところは恐らくないのではないかなと。今現在、町は58者しか登録がないんですが、大体4市町村の業者さんを合わせると406者ぐらい今あります。ですからその一覧表はホームページか何かで当然公表することになるかと思っておりますので、それを見ていただければ選択はできると考えております。

○羽山委員長 他にございませんか。

○建石委員 この事務の委託ということで、事務経費は富田林市さんが収入も支出も賄ってくれるというふうに理解する訳です。ということは、先程課長の方から太子町の事務量の軽減にもなるということなんですけれども、相当の経費的にはメリットがあるかと考える訳ですか。

○浅井生活環境課長 経費というところで実際お金としては出しておらないんですが、やっぱり業者さんが手続を持ってこられたら、その対応に時間を費やしたりとか、あとは当然中の決裁関係とか、そういった事務手続というんですか、そういったところ、それと町の方はやっぱりその都度募集をして応募受付をしておりますので、限られたときに受け付けておりますので、そのときにバサッとまとめて来られると、やっぱりそれに時間を費やしてしまうと、そういったところで事務の軽減にもつながるというふうに考えております。

○建石委員 これは懸念なんですけれども、当然富田林市さんの方で収支決算はされる。

万が一にマイナスになった場合、太子町さんもちよっと負担してもらえないかということもあり得る訳ですか。

○浅井生活環境課長 万が一の話でもそういうことはまずあり得ないと思います。今、先程申しましたように、富田林市が今現在で指定業者が199者ある訳ですね。それがすんなりいくと400者程、申し込み、受け付けされてそのお金が入ってくる。それと、それについては、当然、今のところマイナスになっても富田林市が負担してくれるかどうかというのはわかりませんが、そこはそういう段階になれば、協議ということになるかなと、それは恐らくはそういうことはないかなというふうには考えております。

○建石委員 補足なんですけど、一応条例案を見ていたら、決算の措置とか、条例に関する措置は太子町に報告しなければならないという条文も入っているので、そんなところも我々としてもその報告を聞いてチェックはできるということなんですね。

○浅井生活環境課長 建石委員がお示しの通りでございます。

○羽山委員長 他にございませんか。

○中村委員 この4市町村での話はもう既に随分進んでいるのだろうと思うんですけども、各自治体で議会の通過ということなんですけれども、例えばという話をしたらまずいかもわかりませんが、例えばどこかの町や市が、うちはしませんとなったときはどうするんですか。

○浅井生活環境課長 これは協議をして、よろしいですかというところで議会にお伺いを立てている訳なんですけど、それで4市町村のうちのどこか1つの自治体があかんという話になれば、この話は進まないことになってしまいます。

○中村委員 わかりました。

○羽山委員長 他にございませんか。

○西田委員 説明資料で書いていたんですが、この後また変わっていくんですか。広域化による事務の集約等を検討することを目的の、等というのはこれ以外にもどんどん増えていくこともあるということなんですか。

○浅井生活環境課長 今はちょうど今現在進めておりますストックマネジメント計画の委託というところで、3市町村が策定をしている訳なんですけど、そういったところとか、緊急時の助け合い、地縁関係とか、事務で相互に連携できるようなやつ等があれば、今後ともこういった4市町村の連携でやることにより、メリットを見出していき、検討を進めていきたいというふうに考えておりますが、今のところこれ以外はまだ見出してお

りませんので、またそのときに出てこれば、調査研究をしていきたいというふうを考えております。

○西田委員 この協議会はずっと続くんですか。これはどういうことが話し合われているのかなど。基本協定を締結していますとか言ったので、ちょっとネットで調べたら、30年2月の下水道事務広域化に関する報告書（案）までは見つけたのですが、ここに沿ってこれからもずっと協議が進められていくんですか。今は（案）はとれているのかしら。

○浅井生活環境課長 今、西田委員が言われているのは、南河内4市町村の下水道事務の相互連携に係る基本協定、これは平成30年の3月に4市町村で締結をしております、当然（案）はとれている訳なんです、この中では、下水道事業に係る事務の相互連携を図ることで、下水道事業を継続的に安定して実施することを目的として、この基本協定を締結した訳なんです、その中で、連携事務、連携出来るような事務については、調査研究を進めていくという内容になっておりますので、これについては今後も広域化を図ることにより、いろんなメリットが出てくるようであれば継続してやっていくということで、これは今後も進めていきたいというふうを考えております。

○羽山委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第38号及び議案第43号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号、太子町・富田林市配水設備工事指定業者に関する事務の委託に関する協議について及び議案第43号、太子町下水道条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、条例案件の議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件、これを議題と致します。

本件について、説明を求めます。

○浅井生活環境課長 議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、条例制定に至った経緯からご説明をさせていただきます。

今後、下水道事業は、人口減少等によりまして下水道使用料が減少し、又、下水道管渠などの施設の老朽化が進むことにより、施設更新の費用が増加し、又、経営環境が厳しくなっていくといったことが想定されます。

このような中で、住民サービスを安定的に提供していく為、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定などを通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等の取り組みが求められます。

これらにつきまして、経営、資産等を正確に把握し、健全な経営に取り組む為、令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、地方公営企業を設置するに当たり、地方公営企業法第4条の規定により、新たに下水道条例を制定すると共に関連する条例を改正するものでございます。

それでは、条例内容についてご説明致します。2頁目をお願い致します。

第1条、今回制定する本条例は、地方公営企業法を根拠法として設置することを規定するものでございます。

第2条は、下水道事業に地方公営企業法を適用する規定とその適用範囲は財務規定等のみであることを規定するものでございます。

第3条は、下水道事業の経営の基本とその区域について規定しております。

第4条は、重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得する、又、処分する場合は、予算で定めなければならない。とする規定です。

第5条は、町長が職員の与えた損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときに、議会の同意を得ることなく賠償責任についての免除を弾力的に行われるよう、その許容額を定めるもので、賠償額が50万円以上の場合、議会の同意が必要である。と規定しております。

第6条は、財務規定等のみを適用する場合の管理者の権限は町長となりますが、そのうち出納その他の会計事務は、従来通り会計管理者が行うことを規定しております。

第7条は、下水道事業の業務に関する負担つきの寄附又は、贈与の受領や法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要しない許容額を定める規定

でございます。

第8条は、下水道事業の業務状況の説明書作成に関する規定でございます。

以上が、条例本文の内容でございますが、この条例制定に関連致しまして、太子町監査委員条例、太子町特別会計条例、太子町下水道条例の3つの条例を一部改正するものでございます。

1枚めくって頂きまして、太子町監査委員条例の新旧対照表をお願い致します。

第5条、決算の審査におきまして、地方公営企業法の規定による決算及び証書類の審査を加えるものでございます。

もう1枚めくって頂きまして、太子町特別会計条例の新旧対照表をお願い致します。

第1条、設置におきまして、第4号の下水道事業特別会計、下水道事業を削り、これに伴う号ずれを改めるものでございます。

更に恐れ入りますが、もう1枚めくって頂きまして、太子町下水道条例の新旧対照表をお願い致します。

第1条におきまして、設置を削り、第2条、本町に下水道事業を設置する、を削除し、欠番とするものでございます。

3枚戻って頂きまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件の説明を終わります。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 ということは、下水道関係は昔の水道と同じような扱いになるということなんでしょうね。

○浅井生活環境課長 そうです。ただ水道は今は企業団になっている訳なんですけど、水道の場合は全部適用という形になっておるんですけど、下水道の場合は財務規定等のみの一部適用という形で進めさせて頂きたいと考えております。

○西田委員 水道のときは企業だから赤字が出ないようにということをよく言われて、赤字にしない為には水道料金を上げなければみたいな話があったんですけど、下水道は下水道でもうかるなんてちょっと考えられませんか。そういう意味ではここで儲けるとか、

赤字になったら即下水道料金を上げるとか、そういうことにはつながりませんよね。

○浅井生活環境課長 今回の段階で、赤字になるとか、下水道料金を上げるとか、その辺の話はまだまだ出来ない状況でございますので、今後そういう計画をまず作成した上で検討していきたいと。それは最終的にはそういうふうになってくるかもわからないんですが、今のところは全然、いつやるのかとかその辺はわかっておらないといった状況です。

○西田委員 今までだったら、やっぱり下水道料金って高い高いと言われていたではないですか。高いからって抑える為に一般会計からの繰り入れを公営企業法に乗ることで変えても、それは大丈夫ということ。値上げを抑える為に一般会計から繰り入れることは妨げられないの。これが変わったとしても。

○浅井生活環境課長 西田委員お示しの通りでございます。いずれに致しましても、下水道使用料だけで賄うというのは到底困難な状況でございます。一般会計からの繰入金は今まで通りやっていかなければ経営は厳しくなっておりますので、それについて繰り入れてもらうこと自体は問題のないところに充当させてもらいますので、それはやむを得ないというふうには考えております。

○羽山委員長 他にございませんか。

○建石委員 この中の条文の中に重要な資産の取得及び処分、そして寄附の受領云々という条例の条文が入っているんですけども、太子町として下水の資産というのは明確にわかりますか。

○浅井生活環境課長 資産というのは、今のところは聖和台のポンプ場の土地ぐらいしか、今のところは現在の状況では思い浮かばないのですが、あとは消耗品的なもの、それぐらいかなというようなところですよ。

すみません、資産ということからいきますと、例えば下水道の管渠、それからマンホールポンプ、そういった下水道施設プラス土地が該当するかと思われまして。

○建石委員 ということは、これは条文に資産云々が入っているのだけれども、700万円以上の不動産の取得並びに寄附を太子町の下水道の事業の中に取り入れることも可能ということで、この条文が入っていると理解する訳ですか。

○浅井生活環境課長 地方公営企業法の中で、こういうものについて条例で規定しなさいというところがございます。その中で負担付きの寄附、贈与の受領、こういった、文言がございます。今のところは全然そういう予定はございませんが、今後どうなっていくかわかりませんので、こういう規定を設けさせて頂いております。

○羽山委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第39号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号、太子町下水道事業の設置等に関する条例制定の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件及び議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件は、関連する議案の為、一括審議と致します。

本件について、説明を求めます。

○堀内秘書課長 議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件及び議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件につきまして、関連しますので一括してご説明申し上げます。

まず、本改正に至った理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

本改正は、大きく2つの項目の改正を行うものでございます。

まず1つ目は、本年8月7日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について勧告が行われたことを受け、本町職員の給与につきましても人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員組合との労使交渉が整いましたので、国に準じ、民間給与との格差を埋める為、給料表の水準及び勤勉手当の引き上げ、並びに住居手当の見直しを行うものであります。

2つ目は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る為の関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法が一部改正されたことを受け、欠格条項の見直しについて関連する3条例の改正をあわせて行うものでございます。

それでは、各条例の改正内容についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件をお願い致します。

恐れ入りますが、議案書の3頁目の新旧対照表をお願い致します。

第1条関係及び第2条関係の改正につきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正でございます。

第1条関係は、12月に支給する支給割合を100分の5増するもので100分の222.5から100分の227.5に改正するものでございます。

第2条関係は、次年度以降に支給する期末手当に対する改正で、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の225に、又、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の227.5から100分の225に改正し、年間4.50ヶ月分とするものでございます。

次に、第3条関係及び、恐れ入りますが、次頁の第4条関係は、特別職の職員の給与に関する条例改正でございます。

第3条関係につきましては、先程ご説明致しました第1条関係と、又、第4条関係につきましては、第2条関係と同様の改正内容となりますのでご説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。戻って頂いて、議案書の2頁目をお願い致します。

附則でございます。

第1項は、この条例は、公布の日から施行することとしますが、第2条及び第4条関係は、令和2年4月1日から施行することとするものです。

第2項は、第1条及び第3条関係の改正は、本年4月1日から適用することとしております。

第3項は、内払の規定で12月期の期末手当の支給日は12月10日が支払日となっている為、本改正議案成立後、差額支給を行うこととする規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第41号のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件についてご説明致します。

恐れ入ります。議案書の9頁目にあります新旧対照表をお願い致します。

新旧対照表の第1条関係でございます。

第1条関係の改正は、人事院勧告に基づく勤勉手当及び給料表の改定を行っております。第26条第2項第1号の改正は、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の97.5へ、100分の5、支給割合を引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表の別表第1は、給料表の改正で民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、新規採用職員の初任給を千500円引き上げ、又、30歳台半ばまでの若手層が在職する号給について引き上げを基本に改定を行い、平均で0.1%の引き上げを行っております。

以上で、第1条関係の説明を終わらせて頂きます。

引き続きまして、新旧対照表の8頁目をお願い致します。

新旧対照表の第2条関係でございます。欠格条項の見直しに伴う改正を行うものでございます。

欠格条項の見直しは、職員が、成年被後見人及び被保佐人に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除するものでございます。その為、第25条第1項及び第4項、又、第25条の2第2号、第26条第1項及び、恐れ入ります、9頁目をお願い致します。第2項第1号、又、第29条第8項の改正において、失職するという規定を削除するものでございます。尚、それ以外の第29条第6項及び第8項中の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の10頁目をお願い致します。

第3条関係の、太子町職員の退職手当に関する条例の改正につきましては、先程ご説明致しました欠格条項の見直しと同様、失職するという規定を削除するものでございます。

又、第4条関係の、職員の分限に関する条例の改正につきましては、欠格条項の見直しによる地方公務員法の改正に伴う条ずれに対応する為の改正でございます。

恐れ入ります。11頁目をお願い致します。

第5条関係でございます。

第16条の3の改正は、民間の状況等を踏まえ、次年度以降の住居手当の見直しを行うものでございます。

第16条の3第1項では、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2千円から1万6千円に4千円引き上げるものでございます。その為、この改正により、例えば、

仮に家賃額が1万6千円の賃貸マンション等にお住まいの場合、住居手当が4千円支給されていたものが、この改正により住居手当が支給されなくなるものです。

次に、第16条の3第2項において、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げることから、同様に家賃月額を2万3千円から2万7千円に引き上げるものでございます。又、第2号において規定する控除する額は、住居手当を支給する上限額を2万7千円から2万8千円に千円引き上げることから、控除する額を1万6千円から1万7千円に千円引き上げるものでございます。

尚、この改正により、制度上、家賃額が5万9千円以上の賃貸マンション等にお住まいの場合、住居手当が最大で千円増額されるものの、家賃額が5万9千円を下回る箇所にお住まいの場合は、住居手当が一部減額されるものです。

次に、第26条第2項の改正は、次年度以降に支給する勤勉手当に対する改正で、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の95に、又、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の97.5から100分の95に改正するものでございます。

以上で、第5条関係のご説明を終わらせて頂きます。

恐れ入ります。議案書の7頁目をお願い致します。

議案書7頁目の附則でございます。

附則第1条第1項は、この条例は公布の日から施行することとしますが、改正条例の第5条及び附則第3条の施行を令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項は、改正条例の第1条の適用を平成31年4月1日から適用することとしております。

又、欠格条項の見直しに伴う改正条例の第2条から第4条の適用については、地方公務員法の一部改正が施行される本年12月14日から適用することとしております。

第2条は、条例改正前に支給された給与は、改正後の条例で支給された給与の内払とする規定でございます。

第3条は、住居手当の経過措置を規定しております。

経過措置の内容は、住居手当を支給する額が、今回の見直しに伴い2千円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、緩和措置として2千円の減額とするものでございます。

恐れ入ります。1頁めくって頂きまして、第4条は、規則への委任でございます。条

例施行に際し、必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

以上で、議案第41号及び議案第42号のご説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○羽山委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○辻本委員 期末手当に関してですけれども、特別職は新旧対照表で書いてあるんですけども、一般職員の方は、例えば12月1日に退職だとか、もし亡くなったりとかした場合は年間でボーナスは満額ですか、それとも日割り計算なんですか。一般職員。

○堀内秘書課長 基本基準日が12月1日になりますので、1日時点でご存命であれば満額支給されます。

○辻本委員 俸給というか、給料はどうなんですか。例えば18日支給日のときに17日に誕生日を迎えて退職したとか、そうなっても満額で給料というのは出るんですか。

○堀内秘書課長 基本的には働いていただいた期間に応じて支給させていただきますので、もし月途中でお亡くなりになったり退職された場合であれば、基本的にはそれまでの日割りという形になります。

○羽山委員長 他にございませんか。

○西田委員 一応人勧では6年連続引き上げてはくれているみたいなんですけど、この間、ずっとの間、若年層は少し多目なんですけど、何というのかな、若年ではなかった、高齢層になるのかな、その人達は上がってきているのかな。保険料とかは随分この間に上がっていると思うんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○堀内秘書課長 今回、西田委員がおっしゃっていただいたように6年連続で引き上げにはなっております。ただ、今回、若年層、所謂30歳半ばまでが引き上げという形では一応想定をされているんですけども、過去4年間につきましては全体的に引き上げがずっとされてきております。今回、民間の企業の方を色々人事院の方で調査された結果、それに格差がまだ若年層の方ではまだあるということで、今回、引き上げになったのだろうと考えております。

○西田委員 本当に若年層しか格差はないの。そういうことになっているの。

○堀内秘書課長 詳しい人事院の方の調査をされた結果というふうには、こちらの方も聞いておりますので、その中身自体については人事院からそこまで公表されておりません。ここの給料表については人事院から一定示されている勧告に基づいて同額で改定をさせ

て頂きたいと考えておりますので、基本的には若年層が格差が全国的にはあると考えております。

○西田委員 でもやっぱり、国保料が上がるみたいに社会保険料も上がりますよね。ですから実質賃金で見たら若年層も含めてですけれども、実質賃金で見たらどうか、高齢層の職員さんも下がっているよね。

○堀内秘書課長 おっしゃって頂いているように、保険等を比較すると、保険料の方が全体的には上がってきているというのは確かにあると思います。そういう意味では実質的に、ご指摘のとおり下がっているということになるかと思うんです。ただ給与自体につきましては、基本的には人事院勧告に基づいて本町の方も対応させて頂いておりますので、こちらの方で準用していきたいと考えております。

○西田委員 基本的には人事院勧告ということなんですけれども、一応念の為に、人事院勧告に従わなければならないということはないんですか。

○堀内秘書課長 基本的には人事院勧告の通り絶対的にしなさいというものではないんですけれども、ただ地方公務員法上、条例適用の原則とか均衡の原則とか給与決定に係る原則というものがそもそも存在します。それに基づきますと、本来は人事院勧告が民間企業を基本とした給与等の調査を実施されておりますので、基本的にはそういう人事院勧告の趣旨を踏まえた体制をとということで、国の方からも指導という形ではされております。

○西田委員 若年層に配慮したということなんですけれども、住居手当、こんなの年齢区分なんかあるのかな。賃貸ですよ。賃貸の方といたらまだまだ若い方が多いかなと思うんですが、26名いらっしゃるというんですけれども、そういう年齢区分なんかは、だから片方で30代半ばまで配慮するというてちょっと厚目に上がったというんですけれども、片方で引いていたら意味がないのではないかなと思うんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○堀内秘書課長 おっしゃっていただいたように、住居手当の方は現在26名が受給頂いているんですけれども、年齢で言えば、若い方もおられますけれども、逆に40代、50代の方もおられますので、一概に言いにくいかなと考えております。

○羽山委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等改正の件、これについて意見を付けて賛成の討論を行います。

10月11日、政府は2019年人事院勧告に基づく改正給与法を閣議決定致しました。勧告は月例給、一時金共に6年連続で引き上げましたが、その水準は公務労働者の生活を改善するには程遠いものです。初任給及び若年層を引き上げましたが、実質賃金が低下する一方の高齢層職員に対する配慮は全くありません。わずか0.05月の一時金引き上げも勤勉手当に充てるとしたものです。又、住居手当について、国家公務員宿舍使用料の引き上げに伴い、最高支給額を引き上げましたが、その一方で支給対象の下限も引き上げた為、不利益を被る職員が生まれました。

安倍内閣が地方創生を掲げる中で、大都市への人口集中に歯どめがかからず、経済的な地域間格差も広がっています。国家公務員賃金は地域手当により20%もの賃金格差が生じています。加えて今回の住居手当の見直しにより、家賃相場の比較的安価な地方部に勤務する職員の給与水準が下がることは、現在でも深刻な公務労働者の人手不足や地方勤務職員のモチベーションの維持にも悪影響を与え、地方創生と逆行することにつながります。更に、アベノミクスによって経済格差が広がる中、10月1日に強行された消費税増税が景気悪化に追い打ちをかけています。今求められているのは、労働者の賃金を引き上げて、消費購買力を高めることです。

憲法第15条は、すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないと規定しています。住民の目線に立って、公正、中立の立場で働き、住民サービスの要となる公務員の給料を抑えることは、公務員の生活を破壊するだけでなく、民間の賃下げにも影響し、地域の労働条件全体を引き下げる一因になります。地域の住民の労働条件を支える為にも、公務員の給与は守られるべきです。

このように様々な問題がありますが、今回、労使交渉の成立に至ったということですので、意見を付けて賛成の討論と致します。

○羽山委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第41号及び議案第42号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件及び議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例等中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、補正予算案件の議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、これを議題と致します。

本件について、説明を求めます。

○浅井生活環境課長 議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお願い致します。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条第1項におきまして既定の歳入歳出にそれぞれ270万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4千854万6千円とするものでございます。本補正予算の内容は、大和川流域下水道の建設負担金の増額、並びに本年4月の人事異動等に伴います精査等による職員人件費の増額によるものでございます。

まず、流域下水道建設負担金の補正に至りました経過からご説明申し上げます。

大阪府流域下水道につきましては、流域全体における昨年の7月豪雨や9月の台風21号などの経験を踏まえまして、従前より実施してきました流域幹線管路の耐震化や処理場設備の更新に伴う耐震化などの強靱化対策を最大限前倒しすることで、流域下水道施設の強靱化を推進し、硬直化した国交付金の確保に努めていくこととしております。大井処理区におきましては、平成29年から令和2年で予定しております処理場管理棟の監視制御設備更新工事について、平成31年2月の国の補正予算を活用し、不足が懸念される令和2年度の事業費を先取りし、交付金を最大限確保するものでございます。大阪府としては、国交付金の最大限の活用と事業費の平準化の為、今後も補正予算を活用し、事業の前倒しを行い、整備を進めていく考えでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

9頁、10頁をお願い致します。

尚、職員人件費については、説明を省略させていただきます。

1款下水道費、2項下水道建設費、2目流域下水道建設費、事業別区分1、流域下水

道建設事業におきまして176万円の増額。これは主に大井処理場の管理棟の監視制御設備の更新工事を行う為の建設費負担金で、財源につきましては全額地方債で措置すると共に、建設負担金見合いで一般財源より4万円減額しております。尚、参考でございますが、大井処理区全体では、今回、約1億4千900万円の増額補正でございます。財源の内訳は、9市町村と大阪府が約2千460万円ずつ、残りが国庫補助金約9千900万円でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

7頁、8頁をお願いします。

6款町債、1項町債、1目町債、1節下水道事業債、流域下水道事業債で180万円を見込んでおります。

以上で、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

何卒よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○建石委員 町債で180万円を発行する。それで4万円を一般財源に戻すというふうに理解していいんですね。

○浅井生活環境課長 町債で180万円借入れができることになりましたので、4万円を戻すというか、その分を減らしているということでございます。戻すということでございます。

○建石委員 例えば170万円町債を発行すると。6万円を一般会計から事業費ですけども出すという方策はできない訳ですか。

○浅井生活環境課長 町債につきましては、この180万円だけではなく、既に借り入れている分もございまして、それと合わせまして合計で借り入れ額になりますので、それで180万円。少ない額でいくと、できるだけ有利になるように、一般財源が少なくなるようにこういうふうに借り入れをしたということでございます。

○建石委員 これ180万円は債権のままですわね。債権のままですわね、180万円。それで4万円を一般財源に戻すという理解でいい訳ですよ。僕は間違っているのかな。

○浅井生活環境課長 一般財源の4万円、その分を抑えてと、抑えるという、戻すというか、ちょっと減らしているようなイメージになるんですけども。

○建石委員 ということはその4万円を仮に一般的に考えれば、ある銀行から180万円借りたと。ただ、その176万円をこっちに支払うと。この4万円は自分の口座に入るという考えですね。

○浅井生活環境課長 本来一番いいのは176万円ちょうどが借り入れできたら一番よかったんですけども、その単位では無理なので、ただ4万円が入るというんですか、その分を抑えて支出するというようなイメージで考えておったんです。

○建石委員 もう一回、しょうもないこと。というのはね、債権だと180万円には金利を払う訳ですよ。金利が発生しますでしょう。当然この4万円の分も微々たるものやけれども金利を払うという考え方になりますよね。

○浅井生活環境課長 ちょうど4頁に町債の補正がございまして、当初510万円だった。それが180万円増えることによって690万円、建石委員がお示しのように4万円多くなっているような状況になりますが、そこは少なく借りるよりも多く借りてできるだけ一般会計の繰り入れを抑制していくと、そういう形で考えておるところでございます。

○羽山委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第46号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でございました。

午前10時33分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 羽山茂男